

平成16年9月8日

各 位

会社名 第一工業製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 津田 章裕  
(コード番号 4461 東証、大証各1部)  
問合せ先 常務取締役総務財務本部長 曾根 潔  
(TEL (075)255-0900)

## スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定等に関するお知らせ

当社は、平成16年9月7日開催の当社取締役会において決議いたしました2008年9月30日満期スイス・フラン建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行に関し、本日開催の取締役会において発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項と共に、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株予約権に関する事項

(1) 当初の転換価額	324 円
(参考)	
決定日(平成16年9月8日)における株価等の状況)	
イ. 東京証券取引所の株価(終値)	316 円
ロ. アップ率 [ {(転換価額)/(株価(最終価格)) - 1} × 100 ]	2.53%
(2) 当初の固定為替換算レート	1 スイス・フラン = 87.19 円
(3) 資本組入額	本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
(4) 各本新株予約権の発行価額	無償とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- (5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及び本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由  
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本新株予約権の価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年9月8日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を2.53%上回る額とした。

## 2. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の利率 本社債額面金額に対して年0.125%
- (2) 本新株予約権付社債の所持人による繰上償還の請求  
 本新株予約権付社債の所持人は、2007年9月3日以降2007年9月18日までの期間にその所持する全部又は一部の本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還権行使の請求書に付してNomura Bank (Switzerland) Ltd.に預託することにより、2007年9月28日において、額面金額の103%に当該期日までの未払経過利息を付して当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。

### (ご 参 考)

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 本社債の発行総額    | 22,000,000 スイス・フラン及びNomura Bank (Switzerland) Ltd.の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額の合計額   |
| (2) 発行決議日       | 平成16年9月7日   |
| (3) 申込期間        | 該当なし  |
| (4) 払込期日及び発行日   | 2004年9月27日(スイス時間)   |
| (5) 本新株予約権の行使期間 | 2004年10月11日から2008年9月16日の銀行営業終了時(スイス時間)まで。但し、当社が当社の選択により本社債を期中償還する場合は、当該償還日に先立つ8営業日目の日の銀行営業終了時(スイス時間)までとし、本新株予約権付社債の所持人の選択により償還される本社債については、当該本社債に関する本新株予約権につき、償還日に先立つ8営業日目の日の銀行営業終了時(スイス時間)までとする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点で行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2008年9月16日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償還期限        | 2008年9月30日  |

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。